

第4号議案説明資料

定款変更理由書（案）

定款の一部について、以下の理由等により、所要の変更を行うものです。

（1）理事会の決議事項及び報告事項の変更

農協法改正により、組合と役員等との間の補償契約及び役員賠償責任保険契約の内容の決定をする際には、理事会の決議によらなければならないこととされた。

また、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならないこととされた。

以上をふまえ、理事会の決議事項及び報告事項に当該内容を追加する変更を行う。

（2）リスク管理債権の用語・定義の変更

農協法施行規則の改正によりリスク管理債権の用語・定義変更が行われたことから、該当箇所の変更を行う。

（3）監事監査規程の変更権限の見直し

農協法や監査役監査基準等の関係法令の逐次改正に対応するため、監事監査規程の変更権限を総（代）会付議から監事全員の一致による決議（監事会決議）後、理事会報告へ変更する。

定款新旧対照表（案）

新	条	文	現	行	条	文
第1章～第4章	(略)		第1章～第4章	(略)		
第5章	役職員		第5章	役職員		
第27条～第32条	(略)		第27条～第32条	(略)		
	(監事の職務)			(監事の職務)		
第33条	監事は、理事の職務の執行を監査する。		第33条	監事は、理事の職務の執行を監査する。		
2～14	(略)		2～14	(略)		
15	監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、 <u>理事会に報告するものとする。</u>		15	監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、 <u>総会の承認を受けるものとする。</u>		
第34条～第36条	(略)		第34条～第36条	(略)		
第6章～第8章	(略)		第6章～第8章	(略)		
第9章	理事会		第9章	理事会		
第59条～第60条	(略)		第59条～第60条	(略)		
	(理事会の決議事項)			(理事会の決議事項)		
第61条	次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。		第61条	次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。		
(1)～(14)	(略)		(1)～(14)	(略)		

新 条 文	現 行 条 文
<p>(15) <u>不良債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）に定める破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項</u></p>	<p>(15) 不良債権（農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）に定める<u>破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権</u>及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項</p>
<p>(16)～(26) (略)</p>	<p>(16)～(26) (略)</p>
<p><u>(27) 法第 35 条の 7 第 1 項に規定する補償契約の内容の決定に関する事項</u></p>	
<p><u>(28) 法第 35 条の 8 第 1 項に規定する役員賠償責任保険契約の内容の決定に関する事項</u></p>	
<p>(29) (略)</p>	<p>(27) (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p><u>5 第 1 項第 27 号の補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、当該補償につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p>	
<p>第 62 条～第 63 条 (略)</p>	<p>第 62 条～第 63 条 (略)</p>
<p>第 10 章～第 11 章 (略)</p>	<p>第 10 章～第 11 章 (略)</p>
<p>附則（令和 年 月 日）</p>	
<p><u>1 この定款の変更は、行政庁の認可書が到達した日（令和 年 月 日）から効力を生ずる。</u></p>	

附帯決議

定款の一部変更につき、認可申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。